瀬戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布す る。

平成28年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第39号

瀬戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

瀬戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準を定める条例(平成24年瀬戸市条例第34号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前	
(設備及び備品等)	(設備及び備品等)	
第7条 <省略>	第7条 <省略>	
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>	

護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に 掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外 のサービスを提供する場合に限る。)には、当 該サービスの内容を当該サービスの提供の開始

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介 4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に 掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外 のサービスを提供する場合に限る。)には、当 該サービスの内容を当該サービスの提供の開始 前に市長に届け出るものとする。

5 <省略>

(利用定員等)

- 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介|第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所において同時に共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供 を受けることができる利用者の数の上限をい う。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業 所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護| 事業所においては共同生活住居(法第8条第2 0項又は法第8条の2第15項に規定する共同 生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地 域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人 福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人 以下とする。
- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項 に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定 地域密着型サービス (法第42条の2第1項に 規定する指定地域密着型サービスをいう。)、 指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定す る指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防 サービス(法第53条第1項に規定する指定介) 護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介 護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法 第58条第1項に規定する指定介護予防支援を いう。) の事業又は介護保険施設(法第8条第 25項に規定する介護保険施設をいう。) 若し くは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の 一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなお その効力を有するものとされた同法第26条の

前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に 届け出るものとする。

5 <省略>

(利用定員等)

- 護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所において同時に共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供 を受けることができる利用者の数の上限をい う。) は、指定認知症対応型共同生活介護事業 所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所においては共同生活住居(法第8条第1 9項又は法第8条の2第15項に規定する共同 生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地 域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人 福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人 以下とする。
- 業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項 に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定 地域密着型サービス (法第42条の2第1項に 規定する指定地域密着型サービスをいう。)、 指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定す る指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防 サービス (法第53条第1項に規定する指定介 護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介 護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法 第58条第1項に規定する指定介護予防支援を いう。) の事業又は介護保険施設(法第8条第 24項に規定する介護保険施設をいう。) 若し くは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の 一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなお その効力を有するものとされた同法第26条の

規定による改正前の法第48条第1項第3号に 規定する指定介護療養型医療施設をいう。第4 4条第6項において同じ。)の運営(同条第7 項において「指定居宅サービス事業等」とい う。) について3年以上の経験を有する者でな ければならない。

(心身の状況等の把握)

業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の 提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援 事業者が開催するサービス担当者会議(瀬戸市 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び に指定介護予防支援等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (平成26年瀬戸市条例第39号。以下「指定 介護予防支援等基準条例」という。)第31条 第9号に規定するサービス担当者会議をいう。 以下この章において同じ。) 等を通じて、利用 者の心身の状況、その置かれている環境、他の 保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況 等の把握に努めなければならない。

(地域との連携等)

業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の 提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地 域住民の代表者、市の職員(指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所が市の区域外に所在す る場合は、その所在する市町村の職員) 又は当 該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が 所在する区域を管轄する法第115条の46第 1項に規定する地域包括支援センターの職員、 介護予防認知症対応型通所介護について知見を 有する者等により構成される協議会(以下この 項において「運営推進会議」という。)を設置 し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に

規定による改正前の法第48条第1項第3号に 規定する指定介護療養型医療施設をいう。第4 4条第6項において同じ。)の運営(同条第7 項において「指定居宅サービス事業等」とい う。) について3年以上の経験を有する者でな ければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事|第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事 業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の 提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援 事業者が開催するサービス担当者会議(指定介 護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労 働省令第37号)第30条第9号に規定するサ ービス担当者会議をいう。以下この章において 同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、そ の置かれている環境、他の保健医療サービス又 は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけ ればならない。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事 業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の 提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地 域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予 防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域 を管轄する法第115条の46第1項に規定す る地域包括支援センターの職員、介護予防認知 症対応型通所介護について知見を有する者等に より構成される協議会(以下この項において「 運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況 を報告し、運営推進会議による評価を受けると ともに、運営推進会議から必要な要望、助言等

対し活動状況を報告し、運営推進会議による評しを聴く機会を設けなければならない。 価を受けるとともに、運営推進会議から必要な 要望、助言等を聴く機会を設けなければならな 11

2から5まで <省略>

(記録の整備)

第40条 <省略>

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければな らない。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、 助言等の記録

(従業者の員数等)

第44条 <省略>

2から5まで <省略>

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項 に定める人員に関する基準を満たす介護予防小 規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表 規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表 の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満 たす従業者を置いているときは、同表の右欄に 掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従 業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従 事することができる。

<省略>	<省略>	<省略>
当該指定介	前項中欄に掲げる施	看護師又
護予防小規	設等、指定居宅サー	は准看護
模多機能型	ビスの事業を行う事	師
居宅介護事	業所、指定定期巡回	
業所の同一	• 随時対応型訪問介	
敷地内に中	護看護事業所 <u>、指定</u>	
欄に掲げる	地域密着型通所介護	

2から5まで <省略>

(記録の整備)

第40条 <省略>

は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型 通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければな らない。

(1)から(5)まで <省略>

(従業者の員数等)

第44条 <省略>

2から5まで <省略>

に定める人員に関する基準を満たす介護予防小 の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満 たす従業者を置いているときは、同表の右欄に 掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従 業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従 事することができる。

<省略>	<省略>	<省略>
当該指定介	前項中欄に掲げる施	看護師又
護予防小規	設等、指定居宅サー	は准看護
模多機能型	ビスの事業を行う事	師
居宅介護事	業所、指定定期巡回	
業所の同一	• 随時対応型訪問介	
敷地内に中	護看護事業所、指定	
欄に掲げる	認知症対応型通所介	

施設等のい事業所、指定認知症 ずれかがあ 対応型通所介護事業 る場合 所、指定介護老人福 祉施設又は介護老人 保健施設

7から13まで <省略> (管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護|第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の 管理者を置かなければならない。ただし、当該 管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の 職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の 表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設 されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職 務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪! 問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基 準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業所をいう。) の職 務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。) が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域) 密着型サービス基準条例第47条第1項に規定 する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。) 、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サー ビス等基準」という。)第5条第1項に規定す る指定訪問介護事業者をいう。) 又は指定訪問

施設等のい護事業所、指定介護 ずれかがあ 老人福祉施設又は介 る場合 護老人保健施設

7から13まで <省略> (管理者)

事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の 管理者を置かなければならない。ただし、当該 管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の 職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の 表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設 されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職 務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基 準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)の職 務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。) が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域 密着型サービス基準条例第47条第1項に規定 する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。) 、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サー ビス等基準」という。)第5条第1項に規定す る指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問

看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条 第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。) の指定を併せて受け、一体的な運営を行って いる場合には、これらの事業に係る職務を含 む。) 若しくは法第115条の45第1項に規 定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項 第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を 除く。) に従事することができるものとする。

2 <省略>

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老 人デイサービスセンター(老人福祉法第20条 の2の2に規定する老人デイサービスセンター をいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指 定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合 型サービス事業所(指定地域密着型サービス基 準条例第193条に規定する指定複合型サービ ス事業所をいう。次条において同じ。)、指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従 業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8 条第2項に規定する政令で定める者をいう。次 条、第72条第2項及び第73条において同 じ。)として3年以上認知症である者の介護に 従事した経験を有する者であって、別に市長が 定める研修を修了しているものでなければなら ない。

第62条 削除

看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条 第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。 以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運 営を行っている場合には、これらの事業に係る 職務を含む。)若しくは法第115条の45第 1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事 業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支 援事業を除く。) に従事することができるもの とする。

2 <省略>

人デイサービスセンター(老人福祉法第20条 の2の2に規定する老人デイサービスセンター をいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指 定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合 型サービス事業所(指定地域密着型サービス基 準第173条に規定する指定複合型サービス事 業所をいう。次条において同じ。)、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者 又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第 2項に規定する政令で定める者をいう。次条、 第72条第2項及び第73条において同じ。) として3年以上認知症である者の介護に従事し た経験を有する者であって、別に市長が定める 研修を修了しているものでなければならない。

(地域との連携等)

第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介 護の提供に当たっては、利用者、利用者の家 族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在 する区域を管轄する法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援センターの職員、介護 予防小規模多機能型居宅介護について知見を有

する者等により構成される協議会(以下この項 において「運営推進会議」という。)を設置 し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に 対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数 等の活動状況を報告し、運営推進会議による評 価を受けるとともに、運営推進会議から必要な 要望、助言等を聴く機会を設けなければならな V 1

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、前項の報告、評価、要望、助言等について の記録を作成するとともに、当該記録を公表し なければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、その事業の運営に当たっては、地域住民又 はその自発的な活動等との連携及び協力を行う 等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、その事業の運営に当たっては、提供した指 定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利 用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が 相談及び援助を行う事業その他の市が実施する 事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所の所在する建物と同一の建物に居住する利用 者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介 護を提供する場合には、当該建物に居住する利 用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多 機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければ ならない。

(記録の整備)

第64条 <省略>

は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能 型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整

(記録の整備)

第64条 <省略>

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能 型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整

備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。

(1)から(7)まで <省略>

(8) 次条において準用する第39条第2項に規 定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)

条、第23条、第24条、第26条、第28 条、第31条から第36条まで及び第37条 (第4項を除く。)から第39条までの規定 は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事 業について準用する。この場合において、第1 1条第1項中「第27条に規定する運営規程」 とあるのは「第57条に規定する重要事項に関 する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介 護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能 型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「こ の節」とあるのは「第3章第4節」と、第28 条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応 型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規 模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について 知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模 多機能型居宅介護について知見を有する者」 <u>と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状</u> 況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービ スの提供回数等の活動状況」と読み替えるもの とする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体) 的取扱方針)

の方針は、第43条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げ るところによるものとする。

(1) <省略>

備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。

(1)から(7)まで <省略>

(8) 第62条第2項に規定する報告、評価、要 望、助言等の記録

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21|第65条 第11条から第15条まで、第21 条、第23条、第24条、第26条、第28 条、第31条から第36条まで、第37条(第 4項を除く。)及び第38条の規定は、指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の事業について 準用する。この場合において、第11条第1項 中「第27条に規定する運営規程」とあるのは 「第57条に規定する重要事項に関する規程」 と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」 とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護 従業者」と、第26条第2項中「この節」とあ るのは「第3章第4節」と、第28条第3項及 び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護 従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型 居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

> (指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体 的取扱方針)

第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の方針は、第43条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げ るところによるものとする。

(1) <省略>

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者 の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、 指定介護予防支援等基準条例第31条各号に 掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援 等基準条例第32条各号に掲げる留意点に沿 って、指定介護予防サービス等の利用に係る 計画を作成するものとする。

(3)から(15)まで <省略> (従業者の員数)

第71条 <省略>

2から4まで <省略>

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス 又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関 し知識及び経験を有する者であって介護予防認 知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させ るのに適当と認められるものを専らその職務に 従事する計画作成担当者としなければならな い。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の 処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居に おける他の職務に従事することができるものと する。

6から10まで <省略>

第3節 設備に関する基準

護事業所は、共同生活住居を有するものとし、 その数は1又は2とする。ただし、指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地 の確保が困難であることその他地域の実情によ り指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所の効率的運営に必要と認められる場合は、一 (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者 の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、 瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例(平成26年瀬戸市条例第39 号) 第31条各号に掲げる具体的取扱方針及 び同条例第32条各号に掲げる留意点に沿っ て、指定介護予防サービス等の利用に係る計 画を作成するものとする。

(3)から(15)まで <省略> (従業者の員数)

第71条 <省略>

2から4まで <省略>

者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス 又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関 し知識及び経験を有する者であって介護予防認 知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させ るのに適当と認められるものを専らその職務に 従事する計画作成担当者としなければならな い。ただし、当該計画作成者は、利用者の処遇 に支障がない場合は、当該共同生活住居におけ る他の職務に従事することができるものとす る。

6から10まで <省略>

第3節 設備に関する基準

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介|第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介| 護事業所は、共同生活住居を有するものとし、 その数は1又は2とする。ただし、指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地 の確保が困難であることその他地域の実情によ り指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所の効率的運営に必要と認められる場合は、<u>1</u> ことができる。

2から7まで <省略>

(記録の整備)

第85条 <省略>

者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応 型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。

(1)から(6)まで <省略>

(7) 次条において準用する第39条第2項に規 定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第1 第86条 第11条、第12条、第14条、第1 5条、第23条、第24条、第26条、第31 4項を除く。)、第38条、第39条(第5項 <u>を除く。)</u>、第56条、<u>第59条及び第61条</u> の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活 介護の事業について準用する。この場合におい て、第11条第1項中「第27条に規定する運 営規程」とあるのは「第80条に規定する重要 事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応 型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」 と、第26条第2項中「この節」とあるのは 「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認 知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護 従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知 症対応型通所介護について知見を有する者」と あるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護| について知見を有する者」と、「6月」とある のは「2月」と、第56条中「介護予防小規模 多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従

の事業所における共同生活住居の数を3とする の事業所における共同生活住居の数を3とする ことができる。

2から7まで <省略>

(記録の整備)

第85条 <省略>

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応 型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。

(1)から(6)まで <省略>

(7) 次条において準用する第62条第2項に規 定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)

5条、第23条、第24条、第26条、第31 条から第34条まで、第36条、第37条(第 条から第34条まで、第36条、第37条(第 4項を除く。)、第38条、第56条、第59 条、第61条及び第62条の規定は、指定介護 予防認知症対応型共同生活介護の事業について 準用する。この場合において、第11条第1項 中「第27条に規定する運営規程」とあるのは 「第80条に規定する重要事項に関する規程」 と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」 とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項 中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、 第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従 業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条 中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」 とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」と あるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防 小規模多機能型居宅介護について知見を有する

業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み 替えるものとする。 者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。